

入札公告

本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件は、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件である。

令和6年3月8日

支出負担行為担当官

九州防衛局長 江原 康雄

（公印省略）

- 開札日時：令和6年3月25日（月）10時00分
- 開札場所：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第二合同庁舎 九州防衛局 5階会議室
- 入札に付する事項：
 - 件名：レンタカー借上（宮崎地区）
 - 契約内容：仕様書のとおり
 - 契約期間：令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）
- 参加資格：
 - 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - 令和4・5・6年度全省庁統一資格のうち、「役務の提供等」で「D」の等級以上に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有し、責任をもって履行できる者であること。
 - 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 暴力団関係業者の排除

- ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

5 入札方法：

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札を落札者とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札手続等：

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第二合同庁舎 九州防衛局総務部会計課

- (2) 本案件は、入札及び資料提出等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（以下「電子調達システム」という。））で行う案件である。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては、九州防衛局総務部会計課へ紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(3) 入札説明書等の交付場所

電子調達システム（電子調達システムURL：<https://www.geps.go.jp>）より、電子データで交付又は（1）において交付する。

(4) 入札説明書等の交付期間

ア 電子調達システムは、公告の日から令和6年3月22日（金）正午まで。

イ 紙入札方式は、公告の日から令和6年3月22日（金）までの平日10時から17時まで。（正午から13時までの間を除く。）ただし、最終日は正午まで。

(5) 競争参加資格確認書類の提出

ア 上記4（2）を確認する書類の写しを電子調達システムにより提出する

こと。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は（１）に持参又は郵送すること。

イ 提出期限は、令和６年３月２２日（金）正午まで。なお、紙入札方式による持参の場合は、平日１０時から１７時まで。（正午から１３時までの間を除く。）ただし、最終日は正午まで。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

（６）入札書の提出及び提出期間

ア 入札書の提出は、電子調達システムにより行うこと。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は紙により（１）に持参又は郵送すること。

イ 入札書の提出期限は、令和６年３月２２日（金）１７時まで。

なお、紙入札方式による持参の場合は、平日１０時から１７時まで。（正午から１３時までの間を除く。）郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

７ 入札保証金及び契約保証金：免除

８ 入札の無効：４の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

９ 契約書作成の要否：要

１０ 適用する契約条項：賃貸借契約書

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

１１ その他：

（１）端数処理：入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、当該端数処理を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込があったものとする。

（２）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（３）詳細は、入札説明書による。

（４）電子調達システムの問い合わせ先：<https://www.geps.go.jp>

（５）電子調達システムにおいて、システム障害が発生した場合には、日時及び入札方法等を変更する場合がある。

（６）落札者が、１０に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

- (7) 契約締結までに令和6年度の予算（暫定予算含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

本書記載事項の詳細及び契約書の閲覧については、九州防衛局総務部会計課会計係に照会のこと。（電話：092-483-8812）

入 札 説 明 書

九州防衛局の「レンタカー借上（宮崎地区）」に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1 公 告 日：令和6年3月8日（金）

2 契約担当官等：支出負担行為担当官
九州防衛局長 江原 康雄

3 担 当 部 局：

入札・契約に関すること

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

福岡第二合同庁舎

九州防衛局 総務部 会計課 会計係

TEL：092-483-8812（内線：335）

仕様書等に関すること

九州防衛局 総務部 会計課 会計係

TEL：092-483-8812（内線：335）

4 履 行 内 容 等：

（1）件 名：レンタカー借上（宮崎地区）

（2）契約内容：別添仕様書のとおり

（3）契約期間：令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

5 電子調達システムの利用について：

- （1）本件は、入札及び資料提出等を電子調達システム（政府電子調達（GEP S）（以下「電子調達システム」という。））で行う案件である。電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、別紙様式「紙入札方式参加

承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ることで紙入札方式に代えるものとする。

(2) 紙入札方式参加承諾願の提出

ア 提出期間：公告の日から令和6年3月14日（木）正午まで。

なお、持参の場合は、上記期間の土日祝祭日を除く毎日10時から17時まで。（正午から13時までの間を除く。）ただし、最終日は正午まで。

イ 提出場所：上記3に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送による場合は、提出期限までに必着とする。

(3) 電子調達システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者のICカードのみである。

(4) 電子調達システムにより提出する資料が3MBを超える場合、各資料の提出期間内に持参または郵送をするものとし、電子調達システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送する場合は、次の内容を記載した書面を電子調達システムにより送信する。

- ・持参又は郵送する資料名
- ・持参又は発送年月日

6 競争参加資格：

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和4・5・6年度全省庁統一資格のうち、「役務の提供等」で「D」の等級以上に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有し、責任をもって履行できる者であること。

(3) 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 暴力団関係業者の排除

ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

7 仕様書等に対する質問：

(1) 仕様書等に対して質問がある場合には、書面（様式は自由）により、次に従い提出すること。

ア 提出期間は公告の日から令和6年3月14日（木）正午まで。

なお、持参の場合は、上記期間の土日祝祭日を除く毎日10時から17時まで。（正午から13時までの間を除く。）ただし、最終日は正午まで。

イ 書面は、持参又は郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送による場合は、提出期限までに必着とする。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間：令和6年3月8日（金）から令和6年3月22日（金）まで。

イ 閲覧場所：上記3に同じ

8 競争参加資格の確認等：

(1) 本競争の参加希望者は上記6(2)に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格書類の写し（以下「書類」という。）を提出すること。

ア 電子調達システムによる場合は、公告日から令和6年3月22日（金）正午までに電子調達システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、公告日から令和6年3月22日（金）正午までに上記3に持参または郵送すること。

なお、持参の場合は、上記期間の土日祝祭日を除く毎日10時から17時まで。（正午から13時までは除く。）ただし、最終日は正午まで。郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(2) 競争参加資格の確認は、書類をもって行うものとする。

9 開札：

(1) 開札日時及び場所

ア 開札日時：令和6年3月25日（月）10時00分

イ 開札場所：九州防衛局 5階会議室

(2) 開札は(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3) の場合において、再度の入札を行うこととなった時は、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。

再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送付するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡をする。また、紙入札参加者においては(1)の開札場所にて再度入札の日時等を通知する。

10 入札書の提出方法等：

(1) 電子調達システム

ア 提出期限：令和6年3月22日(金)17時まで。

イ 提出方法：電子調達システムにより提出を行う。

(2) 紙入札方式

ア 提出期限：令和6年3月22日(金)17時まで。

イ 提出場所：上記3に同じ。

ウ 提出方法：入札書を封筒に入れ封緘し、封筒の表に「入札書在中」と朱書きし、入札件名、開札日時及び会社名を記載し、持参又は郵送等(書留郵便等に限り)すること。なお、郵送による場合は、提出期限までに必着とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、別紙入札書内訳も併せて提出するものとする。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金：免 除

12 入札の無効：

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札。

イ 本説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

ウ 入札時点において上記6に掲げる資格のない者のした入札。

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法：

- (1) 予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、落札者となるべき者は、調査に協力をしなければならない。

14 契約書作成の要否等：作成を要する。

談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

15 関連情報の窓口：3に同じ。

16 その他：

- (1) 契約締結日までに令和6年度の予算（暫定予算含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、入札心得書等を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (4) 落札者が、14に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

以上

紙入札方式参加承諾願

1. 件名：レンタカー借上（宮崎地区）
2. 電子調達システムでの参加が出来ない理由

上記案件につきましては、電子調達システム対象案件ではありますが、当社においては上記理由により電子調達システムを利用しての入札参加が出来ないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

支出負担行為担当官

九州防衛局長 江原 康雄 殿

入札心得書

(目的)

第1条 一般競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、会計法（昭和22年法律35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「予決令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書に定めるところによるものとする。

(競争参加の申し出)

第2条 競争に参加しようとする者は、公告、公示又は募集要領（以下「公告等」という。）において指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を支出負担行為担当官（会計法第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）に電子調達システムにより提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、支出負担行為担当官から紙入札での参加の承諾を得た者又は紙入札で参加するよう指示された者（以下「紙入札参加者」という。）は書面により提出することができる。

(入札等)

第3条 仕様書等において同等品による入札参加を認めている場合で、同等品による入札を行おうとする場合には、指示された時期までに支出負担行為担当官へ申請し、承認を得ること。

- 2 仕様書等において特に指定のない限り、新品による納入とする。
- 3 入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、支出負担行為担当官から競争参加資格が有ると認められた者又はその代理人のみとする。
- 4 入札参加者が代理人であるときは、様式1に定める委任状を持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）等し、入札前までに、支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、予決令第71条第1項に該当する者を代理人にすることはできない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 6 入札参加者は、入札説明書、図面、仕様書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。
なお、入札説明書等に疑義があるときは、入札説明書において指定した期日までに支出負担行為担当官に書面（様式は自由）を持参又は郵送等することにより質問することができる。
- 7 電子入札参加者は、電子調達システムにおいて入札書を作成し、入札書提出

締切時刻までに、提出しなければならない。また、紙入札参加者は、様式2により入札書を作成し、入札書提出締切時刻までに、公告等において指定した担当部局に提出しなければならない。

- 8 紙入札参加者は、入札書を郵送等をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、入札書及び内訳書の中封筒に入れるものとする。競争参加資格を取得中であった者は、資格審査結果通知書の写しを表封筒と中封筒の間に入れるものとする。表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、入札書提出締切時刻までに支出負担行為担当官に提出しなければならない。〔紙入札参加者は、郵送等により入札書を提出する場合は、発送後速やかに公告等において指定した担当部局に電話連絡するものとする。〕
- 9 入札参加者は、一度提出した入札書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。
- 10 紙入札参加者は、公告等において指定された時刻までに、指定された場所（以下「入札室」という。）に入室し、開札に立ち会うものとする。なお、入札参加者以外の者（本人又はその代理人以外の者）は、入札室に入室できないことがある。

また、第1回目の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認する。
- 11 紙入札参加者が、公告において指定された時刻までに入札室に入室しないときは、開札に立ち会う意思がないと認め開札に立ち会わせないものとする。

（入札の辞退）

- 第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 電子入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を電子調達システムにより提出するものとする。

紙入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（様式3）を支出負担行為担当官に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、その旨を明記した入札書を提出するものとする。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図

的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 入札公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札
- 二 競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札
- 三 委任状を持参しない代理人のした入札
- 四 記名を欠く入札（電子調達システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者のした入札
- 九 入札において2通以上の入札書を提出した者のした入札
- 十 その他入札に関する条件に違反した入札
- 十一 郵送等による入札参加者の未到着の入札

(落札者の決定)

第8条 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

2 予決令第85条の基準（防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項（1）に定める基準）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第9条 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。
また、第1回目の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認する。

- 2 入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。
- 3 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- 4 各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合は最低入札金額を電子調達システムの画面上に表示するとともに、紙入札参加者に対しては入札室において読み上げを行う。
なお、入札を保留する場合は、電子入札参加者に対しては電子調達システムにより通知するとともに、紙入札参加者に対しては口頭により通知する。
- 5 再度入札において落札者がいないときは、特別な場合を除き、不調とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせる。

(契約書の提出)

- 第11条 落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書案に記名し、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。

(入札説明書等)

- 第12条 入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

(異議の申立)

- 第13条 入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(暴力団排除による誓約)

- 第14条 入札参加者は、入札書を提出することにより、様式4による「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾したこととなる。
- 2 前項の誓約事項を許否する者は、競争参加を認めない。
 - 3 第1項の誓約事項の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者が提出した入札書を無効とする。

(不当介入に関する通報・報告の義務)

- 第15条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を様式5により報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(その他)

- 第16条 契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

2 相手方は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

様式 1

委 任 状

当社は、
の権限を委任します。

を代理人と定め、下記件名の入札・見積に関する一切

記

件 名：レンタカー借上（宮崎地区）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

九州防衛局長 江原 康雄 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

連 絡 先

様式 2

入 札 書

件 名：レンタカー借上（宮崎地区）

入 札 金 額 ¥
(内訳は、別添入札書金額内訳書のとおり)

上記の金額をもって入札心得書及び入札説明書の条項を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
九州防衛局長 江原 康雄 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
連 絡 先

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

様式 3

入 札 辞 退 届

件 名：レンタカー借上（宮崎地区）

上記件名について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

九州防衛局長 江原 康雄 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
連 絡 先

様式4

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

支出負担行為担当官

九州防衛局長 江原 康雄 殿

住 所
 会 社 名
 代表者名
 担当者名
 連 絡 先

排除対象者による不当介入の概要

貴（支出負担行為担当官名）が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、〇〇警察への通報を行ったことと併せて、下記のとおり報告いたします。

契約機関等 <small>(部課等名まで記入)</small>	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・被害の状況	
警察への通報、 捜査上必要な協 力についての対 応状況	
その他特記事項	

(注) 記入要領

- 1 住所、会社名及び代表者名については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（部課等名まで）を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」又は契約書記載の「契約番号」等を記入する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、（住所、氏名）を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合はその事実内容を詳細に記入する。
- 9 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合はその内容を詳細に記入する。
- 10 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。

入札金額内訳書

別紙

(単位:円)

品 目				区 分	予定数量 (台)	単価(税抜)	金額(税抜)
乗用車	軽自動車		2WD 4人乗り	1日	2		
乗用車	1000～1300	ccクラス	2WD 5人乗り	1日	26		
乗用車	1500	ccクラス	2WD 5人乗り	1日	25		
乗用車	1800～2000	ccクラス	2WD 5人乗り	1日	5		
乗用車	2400以上	ccクラス	2WD 5人乗り	1日	1		
ワンボックス			2WD 7人乗り	1日	10		
ワンボックス			2WD 8人乗り	1日	14		
ワンボックス			2WD 10人乗り	1日	2		
ワンボックス(商用バン) 最大積載量1000～1250kgクラス			2WD —	1日	1		
マイクロバス			28人乗り	1日	1		
トラック	2tクラス			1日	1		
トラック(アルミバン)	2tクラス			1日	1		
その他	スタッドレスタイヤ(4本1組)			1日	1		
合 計							

※ 金額の合計欄と入札金額は、一致すること。

仕様書

この仕様書は、九州防衛局におけるレンタカー借上(宮崎地区)契約について適用する。

1 件 名： レンタカー借上(宮崎地区)

2 契約期間： 令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 契約内容：

受注者は、発注者の依頼に基づき、適切に整備された車両を発注者が指定する日時及び場所において貸与及び返却すること。

4 品目及び予定数量： 別紙1のとおり。

(予定数量は、令和6年度の発注数量を担保するものではない。)

5 保険補償額：

受注者は、発注者が借上期間中に万一事故が発生した場合、下記の補償額の範囲内で補償することとする。また、免責補償制度に加入するものとする。なお、この場合における免責額は0円とする。

(1) 対人補償は、無制限とする。

(2) 対物補償は、無制限とする。

(3) 人身傷害補償、1名につき3,000万円とする。

ただし、人身傷害補償を適用していない場合については、次の(ア)及び(イ)の補償内容から一つ選択するものとする。

(ア) 搭乗者傷害補償料は、

① 死亡1名2,000万円

② 入院1日につき7,500円(ただし、180日を限度)

③ 通院1日につき5,000円(ただし、180日を限度)

④ 後遺傷害は、程度により2,000万円を限度とする。

(イ) (ア)の補償内容と同等、若しくは同等以上とする。

なお、同等及び同等以上の補償内容で入札参加する者は、令和6年3月14日(木)までに、「自動車保険付保証明書」を九州防衛局総務部会計課会計係へ提出することとする。

(4) 車両保険は、1事故時価とする。

6 営業補償：

受注者から借上げている車輛に損害を与え、修理が必要となった場合には、その修理期間中に要する営業補償金は、受注者の負担とする。

7 発注時等の手続方法：

別紙2「発注手続きについて」を参照すること。

8 その他：

(1) 使用日数は、24時間を1日とする。

(2) 予約をキャンセルした場合において、予約取消手数料は受注者の負担とする。

(3) この仕様書に定めのない事項に関して生じた疑義は、発注者及び受注者が協議する。

(単位:円)

品 目				区 分	予定数量 (台)	備考
乗用車	軽自動車		2WD 4人乗り	1日	2	
乗用車	1000~1300	ccクラス	2WD 5人乗り	1日	26	
乗用車	1500	ccクラス	2WD 5人乗り	1日	25	
乗用車	1800~2000	ccクラス	2WD 5人乗り	1日	5	
乗用車	2400以上	ccクラス	2WD 5人乗り	1日	1	
ワンボックス			2WD 7人乗り	1日	10	
ワンボックス			2WD 8人乗り	1日	14	
ワンボックス			2WD 10人乗り	1日	2	
ワンボックス(商用バン) 最大積載量1000~1250kgクラス			2WD ー	1日	1	
マイクロバス			28人乗り	1日	1	
トラック	2tクラス			1日	1	
トラック(アルミバン)	2tクラス			1日	1	
その他	スタッドレスタイヤ(4本1組)			1日	1	

※1 予定数量は、令和6年度の発注数量を担保するものではない。

※2 品目に相当する車種がない場合は、同等以上であれば可。

<発注手続きについて>

本件は、以下の内容により発注等手続きを行うものである。

◆発注方法等

① 予約及び変更の手続き

- ・予約については依頼元が別添資料1「借上依頼書」にて受注者にFAXを送信し、受注者は車両の確保状況について、依頼元へ電話等で連絡を行うものとする。また、変更手続きにおいても依頼元から直接、電話等にて行うものとする。

【事例】

- 通常の予約時
- 出張の際に業務等の都合で返却時間を延伸(※短縮)する場合
- 車種の変更を行う場合
- 車種・車番等を事前に確認する場合

※依頼元・・・借上依頼書に記載されてる各職員(個人)

② 受注者から依頼元に電話が繋がらない場合の連絡先

各部担当課(※別添資料2を参照)

【事例】

- 予約手続きをした際に車両が確保された旨の連絡
- 予定の返却時間を経過しても車両が返却されない場合
- 予約されている車両を局職員が借りに来ない場合
- 車内に忘れ物がある場合

別添資料1:借上依頼書

2:九州防衛局及び長崎防衛支局 部課一覧

庁用自動車運転命令及びレンタカー借上依頼書

総務一〇

総務部 総務課 ○ ○ 係

依頼者： ○ ○ ○ ○ (内線○○○)

連絡先： ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○
(※車両借上中、連絡が取れる者の携帯電話番号)

利用開始終了日時・営業所			レンタカー種別						利用目的等			カード貸出有無		備考
利用区分	年月日 時間	営業所	車両	タイプ (排気量、乗車定員)	運転者 所属課 氏名	搭乗者数 (運転 手含)	台数	喫煙 禁煙	出張先	業務の目的	官用車を利用しない理由 (該当する項目をチェック)	ETC	給油	
開始														乗用車
			1,000~1,300cc 2WD	<input type="checkbox"/>										
			1,500cc 2WD											
			1,800~2,000cc 2WD											
			2,400cc 2WD											
終了			ワンボックス	2WD 7人乗				禁煙車		荷物が多いため	<input type="checkbox"/>	無	無	
				2WD 8人乗										
				2WD 10人乗										
				2WD 1000~1250kgクラス(商用バン)										
				マイクロバス						28人乗				<input type="checkbox"/>
トラック	2t													
備品	スタッドレスタイヤ													
開始			乗用車	軽自動車 2WD				喫煙車		官用車に空きがないため	<input type="checkbox"/>	有	有	
				1,000~1,300cc 2WD						<input type="checkbox"/>				
				1,500cc 2WD										
				1,800~2,000cc 2WD										
				2,400cc 2WD										
終了			ワンボックス	2WD 7人乗				禁煙車		公共交通機関がないため	<input type="checkbox"/>	無	無	
				2WD 8人乗										
				2WD 10人乗										
				2WD 1000~1250kgクラス(商用バン)										
				マイクロバス						28人乗				<input type="checkbox"/>
トラック	2t													
備品	スタッドレスタイヤ													

※注意1：他県への乗捨が有る場合は、備考欄に理由を記載してください。注意2：車両タイプは借上自動車使用実施要領に従って選定してください。

九州防衛局及び長崎防衛支局 部課一覽

No	部名	予約番号	課名	電話番号	FAX番号	
1	総務部	総務-〇		092-483-8811	092-474-3685	
2			◎	会計課		483-8812
3				契約課	483-8829	472-2345
4	企画部	企画-〇	◎	地方調整課	483-8816	476-1927
5				地方調整課 基地対策室	483-8820	
6				周辺環境整備課	483-8822	
7				防音対策課(防音・砲撃音)	483-8823	
8				防音対策課(住防・移転)	483-8824	
9	管理部	管理-〇	◎	業務課	483-8821	476-1928
10				施設管理課	483-8817	
11				施設補償課	483-8819	
12				施設取得課	483-8818	
13	調達部	調達-〇	◎	調達計画課	483-8825	476-1929
14				事業監理課	483-8814	
15				建築課	483-8826	
16				土木課	483-8827	472-6638
17				設備課	483-8828	
18	長崎防衛支局	長崎-〇	◎	総務課	095-825-5303	095-824-0368
19				装備課		

※ ◎印:受注者から九州防衛局又は長崎防衛支局に問い合わせの際の各部担当課

紙応札者が落札した場合

貸借契約書(案)

- 1 件 名：レンタカー借上（宮崎地区）
- 2 契約内容：仕様書のとおり
- 3 契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 4 契約単価：別紙のとおり
- 5 契約保証金：免 除
- 6 特約条項：有

発注者 支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄（以下「甲」という。）と、受注者 （以下「乙」という。）は、レンタカー借上（宮崎地区）について、次に定める条項により契約を締結し、その証しとして本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
支出負担行為担当官
九州防衛局長 江 原 康 雄

乙

(信義則)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、契約に基づき債務を誠実に履行しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承諾せしめ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による甲の事前の承認を得たときはこの限りではない。

(秘密の保持)

第3条 乙及び乙の使用人は、債務の履行に際して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(一括再委託等の禁止等)

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ乙の申請を甲が承認した場合は、この限りではない。

2 前項の場合及び軽微な業務を除き、乙が業務の一部を第三者に委任若しくは請け負わせるには、あらかじめ甲に通知しなければならない。

3 乙は、第1項又は第2項により委任若しくは請け負わせた者から更に第三者に委任若しくは請負が行われる場合には、あらかじめ甲に通知しなければならない。

4 乙は、第1項の承認を得た場合又は、第2項及び第3項の通知を行った場合であっても、受任者、下請負者又はそれらの被用者（以下「受任者等」という。）の行為につき、甲に対して一切の責任を負うものとする。

(借上)

第5条 乙は甲からレンタカーの借上依頼があったときは、適切に整備された車両を甲が指定する日時及び場所において貸与するものとし、甲は確認のうえ借受けるものとする。

(燃料等)

第6条 借上期間中の燃料費は、甲が負担するものとする。

2 当該車両に係る保険料、公課費用及び消耗品等は、乙が負担する。

(報告)

第7条 乙は第5条による依頼を受け、履行したときは毎月末、借上明細書を取りまとめ翌月の10日までに甲に報告し、甲の検査を受けるものとする。

(請求及び支払)

第8条 乙は、甲の検査に合格したときは、前条による借上明細書を請求書に添付し甲に請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により代金の支払が遅れた場合においては、約定期間が満了する日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し約定期間満了の日の翌日時点における財務省告示による政府契約の支払遅延利息の率を乗じて計算した額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、甲が約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由の発生によるときは、当該事由の継続する期間の日数は、遅延利息を支払う日数に算入しない。

(事情変更の場合の契約内容の変更)

第9条 甲及び乙は、経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定又は改廃その他この契約の締結の際、予測できなかった著しい事情の変更が生じたことにより債務を履行することが不相当と認められるときは協議を行い、契約の内容を変更することができる。

- 2 第1項のほか甲が必要であると認めるときは協議を行い、契約の内容を変更することができる。
- 3 第1項及び第2項における契約の内容の変更は、書面により行う。

(履行遅滞における遅延損害金)

第10条 乙が、自らの責めに帰すべき事由により甲の指定する日時までに履行することができないときは、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.1%の率を乗じて計算した金額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。

- 一 乙が本契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認めたとき。
- 二 物品の契約不適合あることにより契約を締結した目的を達成するこ

とができないと甲が認めたとき。

三 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 債務の履行に際し、乙又は乙の使用人が不正行為又は不当行為を行ったとき。

五 乙が、この契約の条項に違反したとき。

六 契約期間中、乙の信用の状態が著しく低下し、債務の履行ができないと甲が認めたとき。

2 甲は、前項各号に掲げる場合のほか、自己の都合により契約を解除することができる。

(賠償金等の徴収)

第 12 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下、「賠償金等」という。）は、甲の発する納入告知書に基づき、納入告知書に定める期日（以下「納付期限」という。）までに支払わなければならない。

2 甲は、乙が賠償金等を納付期限までに支払わないときは、納付期限の翌日から賠償金等の支払のあった日までの日数に応じ、未支払金額に対し遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第一項本文に規定する財務大臣が定める率の率を乗じて計算した金額を遅延利息として徴収する。ただし、乙が納付期限までに支払わないことが天災地変等やむを得ない事由の発生によるときは、当該事由が継続する期間の日数は、遅延利息を支払う日数に算入しない。

(乙の解除権)

第 13 条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により車両を貸出しすることができないときは、契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第 14 条 第 11 条第 2 項の規定に基づき甲が契約を解除したことにより乙が損害を受けたときは、甲は損害を賠償しなければならない。

2 乙が債務を履行するに際し、使用人が甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、甲又は第三者に対して使用人の行為（不作為を含む）から生ずる損害を賠償するものとする。ただし、甲の受けた損害のうち自己の責めに帰すべき事由により生じたものがあるときは、甲は、損害賠償の損害賠償の額を減額することができる。

(合意管轄)

第 15 条 この契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所を管轄裁判所とする。

(特約条項)

第 16 条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項に定めるところによる。

(その他)

第 17 条 この契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、甲、乙が協議して解決する。

2 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

1 契約単価

単 価 表

品 目	単価(円:税抜)	単 位	備 考
乗用車 軽自動車 2WD 4人乗		円/日	
乗用車 1,000~1,300ccクラス 2WD 5人乗		円/日	
乗用車 1,500ccクラス 2WD 5人乗		円/日	
乗用車 1,800~2,000ccクラス 2WD 5人乗		円/日	
乗用車 2,400cc以上クラス 2WD 5人乗		円/日	
ワンボックス 2WD 7人乗		円/日	
ワンボックス 2WD 8人乗		円/日	
ワンボックス 2WD 10人乗		円/日	
ワンボックス(商用バン) 最大積載量1,000~1,250kgクラス 2WD		円/日	
マイクロバス 28人乗		円/日	
トラック 2tクラス		円/日	
トラック(アルミバン) 2tクラス		円/日	
その他 スタッドレスタイヤ(4本1組)		円/日	

※1日は、24時間とする。

(1)上記の単価を契約単価とする。

(2)消費税及び地方消費税は、毎支払期において上記に記載されている各品目ごとの単価に確定数量を乗じた額の合計額に消費税率を乗じた額(1円未満は切り捨て)とする。

(3)毎支払期において、上記に記載されている各品目ごとの単価に確定数量を乗じた額の合計額に消費税率を乗じた額を加算した金額(1円未満は切り捨て)を請求額とする。

2 履行内容:

(1)受注者は、発注者の依頼に基づき、適切に整備された車両を発注者が指定する日時及び場所において貸与すること。

なお、予約をキャンセルした場合において、予約取消手数料は受注者の負担とする。

(2)受注者は、発注者が借上期間中に万一事故が発生した場合、次の補償額の範囲内で補償することとする。

また、免責補償制度に加入するものとする。

なお、この場合における免責額は0円とする。

(1)対人補償は、無制限とする。

(2)対物補償は、無制限とする。

(3)人身傷害補償、1名につき3,000万円とする。

(3)受注者から借上げている車両に損害を与え、修理が必要となった場合には、その修理期間中に要する営業補償金は、受注者の負担とする。

談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 1 条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 2 条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第

- 1 項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するとき
は、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に
相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項
及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになった
とき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提
出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過す
る場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。)及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「排除対象者」という。)を下請負者等(下請負者(再下請負以降の全ての下請負者を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

第1条 契約条項第〇条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。

3 前項の規定は、甲が、前渡資金から乙に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

第2条 前条第1項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第3条 乙は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾するものとする。

(甲の権利及び利益)

第6条 甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 殿

住 所：
譲渡人：(甲) ○○株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社○○銀行
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(丙) ○○信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

○○株式会社（以下「甲」という。）は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が○○契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社○○銀行（以下「乙」という。）及び○○信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、貴殿の承認を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項第○号の規定に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ フリガナ
○○銀行○○支店・口座の種類
フリガナ
口座人名義○○・口座番号○○○○

〇〇〇第〇〇〇〇号
年 月 日

債権譲渡承諾書

住 所：
譲渡人：(甲) 〇〇株式会社
代表者：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社〇〇銀行
代表者：

住 所：
譲渡人：(丙) 〇〇信用保証協会
代表者：

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき承諾します。

記

1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国による代金の支払は、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

支出負担行為担当官

確認日付欄

(お問い合わせ先)
担当：
電話：

債権譲渡通知書

支出負担行為担当官 殿

住 所：
譲渡人：(甲) ○○株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社○○銀行
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(丙) ○○信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

○○株式会社（以下「甲」という。）は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受け【「準確定契約及び概算契約の場合は記述」、かつ○年○月○日に契約金額が確定し】ました。よって、甲が○○契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社○○銀行（以下乙」という。）及び○○信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、本書をもってご通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項第○号の規定に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件通知の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ ○○銀行 フリガナ ○○支店・口座の種類
フリガナ 口座人名義 ○○・口座番号 ○○○○

注：本通知は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。